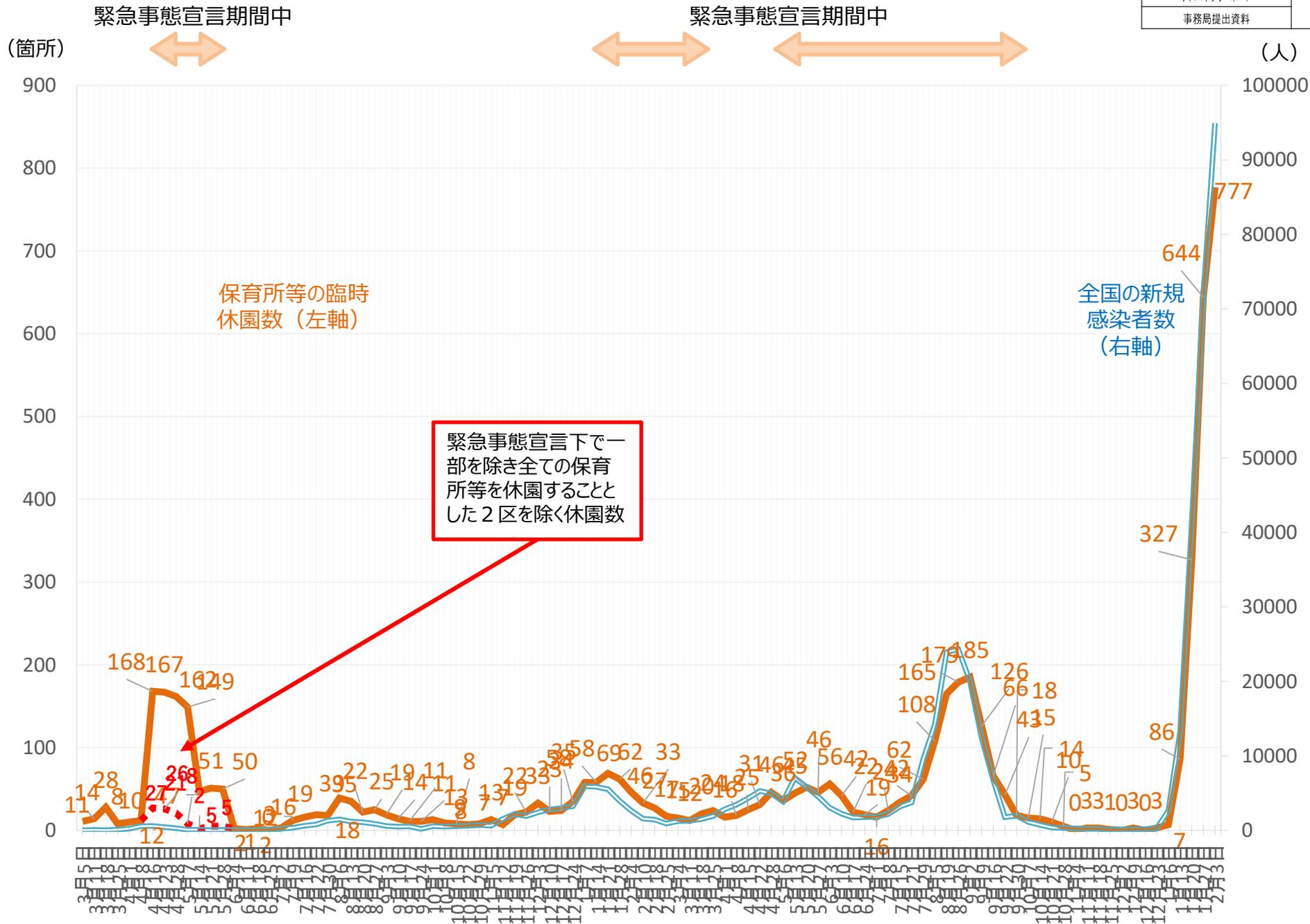


全国の新型コロナウイルス感染者数と保育所の臨時休園数の推移



新型コロナウイルス感染拡大下における保育所の対応について

- 保育所については、感染が拡大している状況においても、社会機能の維持のために事業継続が求められる事業であることから、感染予防に最大限配慮しつつ、**原則開所することを各市区町村に依頼**している。
- 一方、**保育所の子ども・職員が感染した場合、保育の実施主体である市区町村が、都道府県の保健衛生部局等と連携・相談の上、臨時休園するかどうか判断すること**としている。
※ 令和4年2月3日時点の全国の休園数：777施設（自治体からの報告ベース） * 全国の保育所等の数は約3万箇所
- 感染者の発生により**臨時休園するときは、市区町村が代替保育の提供・紹介を行うこと**とされているほか、保育士が濃厚接触者となるなど**保育士不足により保育所の業務継続が困難となるおそれがあるときは、代替要員の確保や人員配置基準の柔軟な運用により対応**することを市区町村に求めている。

【今般の感染拡大を受けた対応】

- オミクロン株の拡大を踏まえ、以下の内容を自治体に対し事務連絡により順次周知している。
 - ✓ 今般の感染拡大状況下においても**原則開所を依頼**するとともに、上記の保育提供の維持に係る対応を再周知
 - ✓ オミクロン株に係る濃厚接触者については、自治体の判断により、待機期間を7日間に短縮できること、**保育士は、検査を行えば、5日目に待機を解除できる対象になり得ることを周知**
 - ✓ 既存の新型コロナウイルス感染症**補助金（各保育所に最大50万円補助）により、待機期間の短縮時に行う検査の費用や、代替要員の確保に充てること**ができる旨を明確化
 - ✓ **抗原定性検査キット**について、需給が安定する間、**医療機関等に次いで**保育所等を含む社会機能の維持のために必要な事業が**優先的な発注等の対象**になっていることを周知
 - ✓ **新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）**について、保育所等の職員に対し、**積極的な接種を促す**よう自治体に対し依頼

オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策

- オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所の休園数が増加している中で、**保育所の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所における感染拡大を防止することが必要**
- そのため、手洗い等の基本的な感染症対策の徹底とともに、**休園時の代替保育の確保を含め、地域の保育機能を維持**

代替保育への財政支援

- 保育所が休園となった場合で、休園した園での代替保育が実施困難な場合、他の園や公民館等、あるいは居宅に訪問して代替保育を実施する際の財政支援の特例を構築
- 具体的には、災害時に保育所が使えなくなった場合の財政支援の特例と同様、一時預かり事業の特例措置により、他施設等で代替保育を実施する際の補助単価を通常の保育と同等の単価に設定するとともに、利用者負担を減免する
- さらに、感染症対策の観点踏まえ、居宅訪問型の一時預かり事業について、障害児に限らず実施可能とし、活用を図る

- これらに合わせ、**オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策**として、以下の取組等を実施
 - ① **職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底**
 - ② **感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応**
 - ③ **保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施**
 - ④ **濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施、**
 - ⑤ **発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する（満2歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしないなど、留意点を整理して現場に周知）**